

令和2年10月6日

保護者各位

石垣市教育委員会  
教育長 石垣 安志  
〔公 印 省 略〕

## 郡外（県外を含む）に移動した場合の登校・出勤の取扱い及び 感染予防対策についてのお知らせ

平素より、新型コロナウイルスの感染拡大防止にご協力を頂き深く感謝申し上げます。

さて、本市では令和2年9月28日付け石教教1105号「新型コロナウイルス感染症対策について【第15報】」の内容を、様々な教育活動を再開していくため、郡外移動（県外を含む）について下記のとおり変更します。

つきましては、今後の対応について、ご理解とご協力をお願いするとともに、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組み継続をよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 郡外（県外を含む）に移動した場合の登校・出勤の判断基準について

- (1) 県外への移動＝帰島後、原則7日間の出席停止及びその後7日間の健康観察とします。  
ただし、学校長の認める教育的活動等による県外移動に関して、旅行届（様式1）の提出及び帰島後2週間の健康観察、感染症対策を徹底することとし、登校・出勤を可とします。
- (2) 県内への移動＝旅行届（様式1）の提出及び帰島後2週間の健康観察、感染症予防対策を徹底することとし、登校・出勤を可とします。
- (3) 対象者 石垣市立小中学校に在籍する児童生徒、学校関係職員
- (4) 新型コロナウイルス感染症予防対策（注意事項）
  - 郡外へ移動し、帰島した場合、登校前の検温及び健康観察シート（帰島後2週間）、行動履歴の記録、高齢者との接触を避ける等、感染症予防対策を徹底すること。
  - マスクの着用、こまめな手洗い、うがい、手指消毒、「3密」の回避、十分な換気、体温測定等の健康チェック、人と人との距離を保つ等の「新しい生活様式」を徹底した上で行動すること。
  - 不特定多数との接触を避けること。
  - 厚生労働省の新型コロナウイルス接触感染アプリ（Cocoa）を利用するなどの対策を講じること。（学校関係職員・保護者）
  - 旅行届（様式1）は学校で保管し、帰島後の児童生徒、及び学校関係職員の健康観察資料とすること。
- (5) 適用期間  
新型コロナウイルス感染症拡大防止の取り組みを必要とする当分の間とします。
- (6) この変更は、令和2年10月6日から実施とします。